

大野台中央公園テニスコート管理運営委員会

2022年度

活動報告



2023年4月

大野台中央公園テニスコート管理運営委員会

【目次】

1. 2022年度業務執行体制

- (1) 役員
- (2) 加盟クラブ
- (3) 緊急時を含めた連絡体制

2. 活動報告

- (1) 定例的業務活動報告
 - ① 加盟クラブコート割
 - ② 一般利用者のコート利用調整方法
 - ③ コート利用予定表作成担当クラブ一覧表
 - ④ コート清掃作業
 - ⑤ コート利用人数集計結果
- (2) 臨時的業務活動報告
 - ① コート機械洗浄作業
 - ② その他の活動

3. 会計報告

- (1) 2022年度決算報告書

4. 大野台中央公園テニスコート管理運営委員会規約

- (1) 大野台中央公園テニスコート管理運営委員会会則
- (2) 大野台中央公園テニスコート管理運営委員会細則

5. 管理している施設の現況写真

以上

1. 2022年度業務執行体制

(1) 役員

役職名	氏名	所属クラブ	電話番号	メールアドレス
会長	(公開非対象)			
事務局長				
会計				
書記				
監査役				
I T 担当				

(2) 加盟クラブ

						2022.10.1現在		
令和4年度(2022年度)加盟クラブ								
番号	クラブ名	会員数	代 表 者					
			氏名	電話番号	メールアドレス			
1	誉田YH	13	(公開非対象)					
2	大野台交友会	27						
3	ATT	16						
4	ATC	11						
5	チームHK	5						
6	エイムテニス	9						
7	アースライズ	8						
8	スカイクラブ	12						
9	テニス仲間の会	5						
10	てにする会	8						
11	誉田テニス愛好会	7						
12	瀬又台クラブ	5						
13	大野仲間	10						
14	水曜会	6						
15	グリーンリーフ	5						
	計	147						
追記 エイムテニス7月2名追加加入。会員数9名となる。								
アースライズ後期から2名追加加入。10/1付けで会員数8名となる。								

(3) 緊急時を含めた連絡体制

緑公園緑地事務所 電話 043-294-2884 及び 294-2905

メールアドレス midori.URP@city.chiba.lg.jp

運営委員会グループメールアドレス ohnodai@googlegroups.com

- ・グループメールアドレスでの連絡は、グループメール登録者全員に同時送信される。
- ・登録者は、役員・加盟クラブ代表者・情報共有が必要な役員経験者等とする。

- ・運営委員会の活動に関しての連絡は原則としてグループメールにより行う。
- ・緊急時には、必要に応じて電話を利用する。

2. 活動報告

(1) 定例的業務活動報告

① 加盟クラブコート割

大野台中央公園管理運営委員会加盟クラブ 2022年度コート割表 2022年4月1日より実施							
日	曜日	コート	7時～9時	9時～11時	11時～13時	13時～15時	15時～17時
	月	①		大野台交友会	大野台交友会	スカイクラブ	
		②		大野台交友会	大野台交友会		
		③	大野仲間	大野仲間	グリーンリーフ	グリーンリーフ	
		④		大野台交友会	スカイクラブ		
	火	①		ATC	大野台交友会		
		②		テニス仲間の会	大野台交友会		
		③		誉田テニス愛好会			
		④		大野台交友会			
	水	①	水曜会	水曜会			
		②					
		③			スカイクラブ	スカイクラブ	
		④					
	木	①		テニス仲間の会		スカイクラブ	スカイクラブ
		②		大野台交友会			
		③	大野仲間	大野仲間			
		④		大野台交友会			
	金	①		大野台交友会	大野台交友会	大野台交友会	
		②		大野台交友会	大野台交友会		
		③		瀬又台クラブ	瀬又台クラブ		
		④					
	土	①	チームHK	誉田テニス愛好会	エイムテニス	エイムテニス	エイムテニス
		②		テニス仲間の会			6
		③	誉田YH	ATT	ATT	てにする会	てにする会
		④	誉田YH	ATT	ATT	ATC	
	日・祝	①	チームHK	アースライズ	スカイクラブ	てにする会	てにする会
		②		誉田YH			
		③	誉田YH	ATT	ATT		ATC
		④	誉田YH	ATT	ATT		
*白色の部分は一般の方の利用時間です。 *黄色部分は加盟クラブの利用時間です。 *土曜日が祝日の場合は土曜日扱いとなります。 *平日の利用申込みはできません。							

② 一般利用者のコート利用調整方法

平日は一般利用者枠が多くあるため自由利用とする。もし利用者が重複した場合には、コートに掲示してある「空コートの利用について」により、30分交代での利用をお願いする。

土・日・祝日のみ以下のとおり事前受付・抽選制とする。

受付方法 一般利用者は、土曜日・日曜日(祝日を含む)の「コート割表」の空き時間を確認し、備え付けの利用申込書に利用希望日時、氏名、人数、電話番号

号を記入して、受付箱へ投函応募する。

- 利用調整 利用希望日時が重複した場合は抽選とする。
- 申込期間 利用希望月の3か月前の第2金曜日の翌日から前々月(2か月前)の第2金曜日までの1か月間とする。
(例 4月1日利用希望の場合、1月第2金曜日の翌日から2月第2金曜日までの1か月間とする)
- 利用者の掲示 前月までに利用者を決定し、利用予定表を掲示する。
- 掲示場所 a コート脇倉庫内の掲示板に掲示
b 大野台中央公園テニスコート管理運営委員会のホームページに掲載
(運営委員会のホームページは【大野台中央公園テニスコート】で検索)
- 利用料金 無料
- 一般利用者から運営委員会への連絡

- a 運営委員会(ohnodai@googlegroups.com)にメールで送付
- b メール利用ができない方は、倉庫内の受付箱に投函

- ③ コート利用予定表作成担当クラブ一覧表
以下の当番表に従い各クラブで分担し実施した。

2022 年度コート利用予定表作成当番表

担当クラブ	担当月	コート予約締切日
1: 菅田 YH	4 月分	～ 2 月 11 日(金)
2: 大野台交友会	5 月分	～ 3 月 11 日(金)
3: ATT	6 月分	～ 4 月 8 日(金)
4: ATC	7 月分	～ 5 月 13 日(金)
5: チーム HK	8 月分	～ 6 月 10 日(金)
6: エイムテニス	9 月分	～ 7 月 8 日(金)
7: アースライズ [®]	10 月分	～ 8 月 12 日(金)
8: アースライズ [®]	11 月分	～ 9 月 9 日(金)
9: スカイクラブ [®]	12 月分	～ 10 月 14 日(金)
10: テニス仲間の会	1 月分	～ 11 月 11 日(金)
11: てにする会	2 月分	～ 12 月 9 日(金)
12: 菅田テニス愛好会	3 月分	～ 1 月 13 日(金)

担当クラブの役割(利用予定表作成手順)

- コート予約申込締切日の翌日に、利用申込書をポストから回収し、申込者の希望枠を割り振る。重複した場合は抽選し利用者を決定する
- 利用予定表を作成する(作成した予定表は、別の人が内容をチェックする)
- 作成した利用予定表をグループメールで各クラブに送付し、代表者の確認を得る
各クラブ代表者から指摘等があった場合は必要な修正を施し、予定表を確定する
- 確定した利用予定表を倉庫に貼り出すと共に、IT 担当にホームページへの掲載を依

- 頼する。倉庫貼り出し及び HP 掲載の時期は、予約申込締切日の翌月初日を目途とする
5. 回収した利用申込書は 1 年間保管する

**・翌月の担当クラブは、グループメールで送付された確定利用予定表に準じて翌月の
予定表を作成する**

④コート清掃作業

以下の当番表に従い各クラブで分担し実施した。

2022 年度各クラブのコート清掃当番表

	1 番コート	2 番コート	3 番コート	4 番コート
4 月	誉田テニス愛好会	大野台交友会	誉田 Y H	大野台交友会
5 月	誉田テニス愛好会	誉田 Y H	スカイクラブ	大野台交友会
6 月	チーム H K	テニス仲間の会	スカイクラブ	誉田 Y H
7 月	チーム H K	大野台交友会	スカイクラブ	誉田 Y H
8 月	アースライズ	テニス仲間の会	スカイクラブ	A T T
9 月	てにする会	大野台交友会	スカイクラブ	A T T
1 0 月	てにする会	大野台交友会	グリーンリーフ	A T T
1 1 月	てにする会	大野台交友会	大野仲間	A T T
1 2 月	エイムテニス	大野台交友会	大野仲間	A T T
1 月	エイムテニス	大野台交友会	大野仲間	A T T
2 月	水曜会	大野台交友会	瀬又台クラブ	A T C
3 月	水曜会	大野台交友会	瀬又台クラブ	A T C

各クラブで実施した清掃報告書は、管理運営委員会ホームページに掲載

⑤コート利用人数集計結果

2022 年度コート利用実績集計表

														【単位:人】
No.	会員クラブ名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1	誉田YH	67	69	54	95	60	45	62	51	73	60	56	40	732
2	A T T	163	216	147	196	158	170	211	150	142	168	149	131	2,001
3	チームHK	19	13	14	16	11	6	7	10	11	9	10	8	134
4	エイムテニス	70	58	39	60	27	36	51	38	37	35	65	0	516
5	アースライズ	14	19	14	15	11	24	20	6	20	18	19	8	188
6	スカイクラブ	59	63	59	35	40	62	49	64	53	73	72	62	691
7	テニス仲間の会	58	37	56	55	48	47	42	47	37	41	46	45	559
8	てにする会	28	0	0	0	24	18	30	10	8	8	4	0	130
9	誉田テニス愛好会	22	26	24	9	4	19	11	13	3	0	12	11	154
10	A T C	24	28	27	32	22	21	29	25	22	25	21	19	295
11	大野台交友会	216	224	274	245	320	235	190	258	277	214	237	295	2,985
12	瀬又台クラブ	13	20	9	10	0	17	12	10	0	0	9	13	113
13	グリーンリーフ	30	20	30	30	0	30	20	25	20	10	20	20	255
14	大野仲間	52	52	66	51	16	54	36	46	53	43	40	36	545
15	水曜会	11	16	15	14	19	21	18	20	21	13	17	24	209
	会員クラブ合計	846	861	828	863	760	805	788	773	777	717	777	712	9,507
	一般申込	241	312	196	270	220	277	265	276	199	282	228	253	3,019
	全体合計	1,087	1,173	1,024	1,133	980	1,082	1,053	1,049	976	999	1,005	965	12,526

(2) 臨時的業務活動報告

①コート機械洗浄作業 については以下の表に青地で記載

②その他の活動 については以下の表に白地で記載

月日	活 動 内 容
4/22	No.1コート南西部分及びNo2とNo4との境部分のコート面が盛り上がっていることについて、会員から「危険・補修」の要請があったため、市に補修要望すると共に注意看板をコート内に掲示。又前年度にネット支柱が傾き市で補修してもらったが、今後のことも考慮して、【ネット緩めお願い看板】をネット支柱とその直近フェンスに掲示（4/24「ネット緩めお願い」については、HPにも掲載）
4/27	2カ所の出入口にある利用案内板の文字不鮮明部分をテプラで書き直し 倉庫整理 コート予約表及び利用申込み期間の案内表示が適切に更新されていることをチェック(以後毎月チェック) コート機械洗浄実施に向けて、各クラブに意見・情報提供などを依頼したところ、菅田YH渡部氏から運営委員会加盟クラブ員での直営試行の提案有り
4/30	今年度1年間のコート利用実績報告を総会資料取りまとめ時点と年度完了時点の2回提出して頂くよう各クラブに依頼 渡部氏からコート洗浄試行の実施提案有り、各クラブに了承を願った 年度替わりに伴いホームページを見直し、必要な修正を行う
5/4	倉庫内整理→破損した水かきの柄処分
5/5	A4判用紙に印刷された利用申込書を裁断(A4判140枚→個票10枚×140=1400枚)し、倉庫内へ保管。
5/8	菅田YH他有志クラブで機械洗浄を3番コートで試行実施(6:00～11:30)
5/9	倉庫の中及び床下の清掃。倉庫内手狭のため倉庫保管の2本の竹箒を2番と4番コートに一本ずつ配置。 2022年度コート利用申込受付期間一覧表を作成し、倉庫内掲示。併せて、申込み書に関する「おねがい」(①記載台に申込書が無いときは奥の棚にあるA4判に印刷してある申込書をハサミで切って使用すること。②ホームページからのダウンロードもできること。)を作成、掲示 コート利用予約表作成担当クラブが申込み書回収時に、「〇月分受付中」の案内文を更新することを各クラブに依頼した。
5/11	試行結果を受け、渡部氏へ本格実施を依頼
5/11	渡部氏から他クラブの協力の可否について意思確認するよう要請が有り、これに基づき機械・人員の協力について全クラブからの回答を要請
5/15	コート試行洗浄費用総額確定。今後各クラブの協力内容を集約した上で、菅田YH、ATT主導で進めて欲しい旨渡部氏に要請。
5/17	倉庫清掃報告。落ち葉・木枝以外のゴミは持ち帰り処理するようにお願いします。
5/20	ネット巻き取り器、支柱滑車の点検、潤滑剤スプレー
5/28	渡部氏からコート洗浄計画(案)提示
6/11	「2022年度コート洗浄計画(案)修正版」を役員会で検討、了承。【計画概要】 機材はリース・会員から借用・購入により調達。日程は9/24,10/1,10/15の順で予定。時間7:30～15:00 体制は全体マネージャーが渡部氏
7/6	①3番コート脇スズメバチ巣の撤去②倉庫内保管のコート及び割れ補修用粒状凝固剤の市への返却③公園駐車場の穴埋めなどについて、市職員と現地立ち合いし要請した(②については即日返却)
7/11	2箇所のコート出入り口にある【テニスコート利用ルールについて】の案内看板のインターネットアドレスなどの読み取りにくくなっている部分をテプラで補修
8/6	3番コートネット支柱が再度傾き、応急的にコート利用できるように措置する
8/15	コート脇高木に毛虫発生、緑地事務所職員立会い
9/24	機械洗浄雨天中止(10/15に延期)
9/27	市で3番コートネット支柱傾き修繕工事実施
10/22	渡部氏から11/5か11/19でコート洗浄実施の提示有り。実行委員協議で11/5実施決定

10/29	【11/5(土)コート洗淨のお知らせ看板】をコート入り口二箇所に掲示。当日の一般利用者に対して山田会長からコート利用不可の旨連絡。ホームページにも「お知らせ」掲載
10/30	コート洗淨最終実行委員会
10/31	緑公園緑地事務所に山田会長から11/5コート洗淨実施を通知
11/5	I・2番コート機械洗淨作業実施（洗淨区域が一部未完了となったため、11/26に2回目の洗淨を予定）
11/7	緑公園緑地事務所に山田会長から11/26コート洗淨実施を通知
11/8	【11/26(土)第2回目コート洗淨お知らせ看板】をコート入り口二箇所に掲示
	11/26(土)第2回目コート洗淨に向けて実行委員会から各クラブに洗淨機と作業人員の協力依頼を发出
11/26	コート機械洗淨雨天のため12/3に延期（延期に伴い前回と同様に各種連絡・案内）を行う
12/3	コート機械洗淨実施(11/5の残り区域に加えて、コート内側緑色部分も洗淨実施)
12/11	コート洗淨実行委員会より12/3実施の洗淨結果報告書が发出される(試行も含めHPIに掲載)
12/18	「ゴミ持ち帰りのお願い」掲示板をコート出入口と倉庫内に貼り出し(計3枚)、倉庫前の放置ゴミを処分した。
12/23	年間カレンダー(1面12ヶ月表示)にコート利用申し込み期間を各月毎に色分けして表示したものを作成し、倉庫内に掲示した。これにより「現在〇〇月分受付中」との表示板の毎月更新を中止する。
1/16	てにする会退会による新年度からの土・日空きコートを埋めるため、会員募集掲示板をコート出入口及び倉庫内に掲示
1/27	クラブ「フリーダム」から会員応募の意思表示有り
2/21	総会開催案内发出
3/4	総会開催(於 土気公民館、22名参加)
3/8	総会議事録作成及び議案書修正部分を送付
3/13	新年度会員名簿作成、提出及び年会費納入依頼发出 2022年度コート利用実績集計表1～3月分実績の追加記入、提出を依頼

コート機械洗淨



3. 会計報告

(1) 2022 年度決算報告書

2022年度大野台中央公園テニスコート管理運営委員会会計監査報告書

(公開非対象)

4. 大野台中央公園テニスコート管理運営委員会規約

(1) 大野台中央公園テニスコート管理運営委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、大野台中央公園テニスコート管理運営委員会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を千葉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、都市公園法第5条に基づき千葉市から許可を得た大野台中央公園テニスコートの管理運営を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) テニスコートの維持管理業務
- (2) テニスコートの利用受付業務
- (3) 前条に関する業務記録および保管
- (4) 千葉市市長へ業務内容および決算の報告

第3章 会員及び会費

(入会及び退会)

第5条 本会に入会するテニスクラブは、次の各号を充足することを条件とし、会長の承認により入会を認める。

- (1) 登録メンバー4人以上（うち2人以上の千葉市在住者・在勤者を含む）のテニスクラブであること。
- (2) 週に1回以上、かつ定期的に大野台中央公園テニスコートを利用するテニスクラブであること。
- (3) 本会の目的・主旨に同意し、本会の運営に協力するテニスクラブであること。

第6条 入会を希望するテニスクラブは、申請様式に必要事項を記入し、年会費を添えて申し込む。

第7条 会員が退会するときは、退会届を会長に提出するものとする。

(会費)

第8条 年間約 15 万円(一人：1,200 円)を年度当初に徴収する。

(資格喪失)

第9条 本会の目的を達成する為に、次の各号のいずれかに該当する場合会員の資格を失う。

- (1) 年会費を1年以上滞納したとき。
- (2) 本会の会則または細則に違反したとき。

(除名)

第10条 会員が本会の名誉を傷付け、または本会の目的に反する行為をしたときは、役員会は除名することができる。

第4章 総会

第11条 総会は、本会の最高議決機関とし年1回を定例会とする。

第12条 総会は、本会に所属するテニスクラブ代表者（複数名可）の1／2以上の参加で成立し、議決は出席者の過半数とする。

第13条 総会への不参加者は、委任状をもって参加とみなす。

第14条 総会の本務は、以下のとおりとする。

- (1) 収支予算・決算の承認
- (2) 会則・細則変更の承認
- (3) 役員承認
- (4) 年会費変更の承認
- (5) 次年度の各会員へのコート割の承認、 等

第5章 役員

第15条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|----|----------|----|
| (1) 会長 | 1名 | (2) 事務局長 | 1名 |
| (3) 会計 | 1名 | (4) 書記 | 1名 |
| (5) 監査役 | 1名 | | |

第16条 会長は本会を代表し、総会並びに役員会の招集を行い、決議事項を執行する。

第17条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

第6章 役員会

第18条 本会の役員会は、上述の役員で構成する。

第19条 役員会の本務は以下のとおりとする。

- ・本会の主旨・目的に反する行為のあった会員の除名
- ・千葉市市長への事業および決算の報告
- ・千葉市市長からの要請事項への対応、等

第20条 役員会は、3/4以上の参加で成立し議決は出席者の過半数とする。

第7章 会計

(会計)

第21条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第22条 本会の経費は会費及びその他の収入をもって充当する。

第23条 本会の収支予算・決算は会計担当者が作成し、監査役の監査を受け、各クラブまたは総会の承認を得なければならない。

第8章 補則

(会則の変更)

第24条 本会の会則を変更する場合は、総会の決議を得なければならない。

第9章 付則

本会則は、2013年4月1日をもって施行する。

本会則は、2015年4月1日をもって施行する。(第23条改定)

本会則は、2018年4月1日をもって施行する。(第2条改定)

本会則は、2019年4月1日をもって施行する。(第2条、第15条改定)

本会則は、2021年4月1日をもって施行する。(第23条改定)

(2) 大野台中央公園テニスコート管理運営委員会細則

第1章 運営

第1条 本会は、都市公園法第5条に基づき千葉市から許可を得て、大野台中央公園テニスコートの管理運営を行う。

第2章 活動

第2条 本会の会員は、大野台中央公園テニスコートをテニスの練習及び練習試合のために利用し、営利的・政治的・宗教的な活動は行わないこと。

第3条 本会の会員は、テニスコートにおいて社会的秩序およびコートマナーを守って常識ある行動をとり、他のプレーヤーの迷惑となる行為を行わないこと。

(禁止事項例)

- ・テニスコートに動物を入れない。
- ・裸でテニスをしてしない。
- ・テニスコートで、喫煙をしてしない。
- ・テニスコートでテニス以外のスポーツをしてしない。

第3章 会費

第4条 本会に所属するテニスクラブは、毎年度4月30日までに年会費を支払うこと。

第5条 年度の途中で退会する会員に対し、年会費の返金を行わない。

第6条 新たに入会する会員は、9月30日までに入会する場合は当該年度の年会費全額を支払う。10月1日～翌年3月31日までに入会する場合は、当該年度の年会費の半額を支払う。

第4章 コート割

第7条 大野台中央公園テニスコートのコート割は、本会の会員のコート利用状況や要望を踏まえて、年に1回の総会で見直しを行う。

第8条 本会の会員は、既に確保済みのコートを使用しなくなった場合は、速やかに本会に返却すること。

第9条 年度の途中で入会する会員は、会長の下承のもと空いているコートを年度末（3月31日）まで確保することができる。

第5章 会員義務

第10条 本会の会員は、毎年3月31日までに新年度の所属テニスクラブ
会員名簿を役員会に提出すること。

第11条 本会の会員は、大野台中央公園の清掃・美化に努め、特に各会員
に割り当てられた清掃担当の月には、率先して清掃・美化に努める
こと。

第6章 補則

第12条 本細則を変更する場合は、総会の決議を得なければならない。

第7章 付則

第13条 本細則は2013年4月1日をもって施行する。

本細則は2015年4月1日をもって施行する。(第12条改定)

本細則は2021年4月1日をもって施行する。(第4,6,10条改定)

5. 管理している施設の現況写真



1, 2番コート



3, 4番コート



水かき竹箒の配置状況



コート出入口の状況



倉庫外観



倉庫内
受付箱周辺



倉庫内 利用申込書記載台周辺



倉庫内 コート利用予定表掲示状況